

岡山県公報		発行 岡山県	目次									
目次		担当課（室）	目次									
○ 岡山県公印寸法の一部を改正する規則	総務学事課	担当課（室）	○ 土地改良区清算人の就職届	耕地課								
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	〃		○ 道路の位置の指定		建築指導課							
○ 岡山県公印管守規程の廃止	〃		○ 岡山県監査事務局処務規程の一部改正			監査事務局						
○ 岡山県庁文書規程の一部改正	〃		○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正				人事委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃		○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃		○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃		○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃		○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃		○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃		○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正			労働委員会							
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正				労働委員会						
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正					労働委員会					
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正						労働委員会				
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正							労働委員会			
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正								労働委員会		
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正									労働委員会	
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正										労働委員会
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	労働委員会									
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正		労働委員会								
○ 岡山県公印管守規程	〃	○ 岡山県労働委員会事務局事務										

◎岡山県規則第五号

岡山県公印寸法の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県公印寸法の一部を改正する規則

岡山県公印寸法（昭和二十七年岡山県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第六号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)2の項13中「岡山県公印管守規程（昭和27年岡山県訓令第57号）」を「岡山県公印管守規程（令和4年岡山県訓令・岡山県警察訓令第1号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県訓令第1号

岡山県公印管守規程（昭和二十七年岡山県訓令第五十七号）は、廃止する。
令和四年二月十日

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

出 庁
先 中
機 一
関 般

◎岡山県訓令第2号

庁 中 一 般

岡山県庁文書規程（昭和三十八年岡山県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。
令和四年二月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第二十九条中「岡山県公印管守規程（昭和二十七年岡山県訓令第五十七号）」を「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県訓令 第一号
岡山県警察訓令

庁 中 一 般
出 先 機 関
警 察 本 部

岡山県公印管守規程を次のように定める。
令和四年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太
岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣
岡山県公印管守規程

(趣旨)

第一条 公印の保管、使用その他公印管守については、この規程の定めるところによる。
(定義)

第二条 この規程で「公印」とは、岡山県公印寸法(昭和二十七年岡山県規則第九十一号)第二条の規定による印をいう。

(公印事務の処理)

第三条 公印に関する事務は、次に掲げるとおりとし、総務学事課において総括する。

- 一 公印台帳(様式第一号)の整備保管
- 二 廃止公印の保管
- 三 その他公印の取扱上必要な事項

(公印の管守)

第四条 県印、収入決定者印、知事職務代理者印及び副知事印は総務学事課長が、知事印は主管課長(岡山県行政組織規則(昭和四十一年岡山県規則第三十二号。以下「組織規則」という。)第十四条に規定する課の長をいう。以下同じ。)及び警察本部警務部警務課長が、部長印、次長印及び部印は主管課長が、会計管理者印は出納局会計課長が、その他の公印は課及び室(組織規則第六条から第十三条までに規定する課又は室をいう。以下同じ。)並びに出先機関(組織規則第五条第四号に規定する出先機関をいう。以下同じ。)の長が管守する。

2 県印、知事印及び知事職務代理者印で特定の目的に使用するものは、知事の承認を得て、総務学事課長、主管課長及び警察本部警務部警務課長以外の者に管守させることができる。

(公印の新調等)

第五条 公印を管守する者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の手続を経て、公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、公印名、印影及び使用又は廃止の年月日を総務学事課長に通知し、公印台帳に登載を受けるとともに、廃止した公印は、総務学事課長に引き継がなければならない。

(公印の取扱)

第六条 公印は、常に堅ろうな容器に納めて錠を施し、第四条に規定する管守者(以下「管守者」という。)が保管、使用その他の責任を負うものとする。

(公印取扱者及びその代理者)

第七条 管守者は、公印取扱者を定め、その管守する公印の保管、使用その他の関係事務を処理させることができる。

2 前項の公印取扱者は、組織規則第五条第二号に規定する本庁にあっては特別の事情がない限り岡山県庁文書規程(昭和三十八年岡山県訓令第十八号)第四条の規定によ

る文書副管理者を、警察本部警務部警務課にあつては警察本部警務部警務課次長を充てなければならない。

- 3 公印取扱者が不在のときは、管守者が定めた職員がその事務を行う。
(公印の使用)

第八条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え、公印取扱者（その不在のときはその代理者とし、公印取扱者の任命のないときは管守者とする。以下同じ。）に提示して審査を受けなければならない。

- 2 公印取扱者は、公印の使用を適当と認めたときは、起案文書に認印を押さなければならない。ただし、起案文書のない場合において、やむを得ず公印を使用させたときは公印特別使用簿（様式第二号）に必要事項を記入しなければならない。
(公印の刷り込み)

第九条 納入通知書その他主管課総務班長（組織規則第十四条に規定する課の総務班長をいう。次項において同じ。）が特に必要と認めたものの公印の使用については、前条の規定にかかわらず、これらの書類に公印を刷り込むことにより押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により公印を刷り込むとするときは、公印刷り込み申請書（様式第三号）を主管課総務班長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 公印の刷り込みを行う課及び室並びに出先機関にあつては、公印刷り込み文書受払台帳（様式第四号）により刷り込み文書の保管及び使用の状況を明らかにしなければならない。
(出納員印等の取扱い)

第十条 次の各号に掲げる公印は、当該各号に定める者がその保管、使用その他の責任を負うものとする。

- 一 出納員印 出納員
- 二 収納出納員印 収納出納員
- 三 企業出納員印 企業出納員

- 2 出納員印、収納出納員印及び企業出納員印の新調、改刻又は廃止の場合には、第五条の規定の例により、通知し、及び引き継がなければならない。この場合において、通知及び引継ぎは、所属長を経由しなければならない。

(管守状況の調査報告)

第十一条 総務学事課長は、期間を定め、管守者の公印管守に関して必要な事項を調査し、その状況を知事に報告しなければならない。

- 2 総務学事課長は、前項の調査について必要があるときは、管守者に報告を求め、書類又は帳簿を提出させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、岡山県公印管守規程（昭和二十七年岡山県訓令第五十七号）第三条第一号の規定に基づく公印台帳（様式第一号）により調製された台帳は、この訓令第三条第一号の規定により調製された台帳とみなす。

令和4年2月10日 岡山県公報 第12369号

様式第1号（第3条関係）

公 印 台 帳 (保管主務課別)

公 印 名	印 影	制 定 年 月 日	使 用 範 囲	廃 止 年 月 日 そ の 他

令和4年2月10日 岡山県公報 第12369号

様式第2号（第8条関係）

公 印 特 別 使 用 簿

月 日	使 用 課	使 用 の 理 由	公 印 名	使用枚数

令和4年2月10日 岡山県公報 第12369号

様式第3号（第9条関係）

番 号
年 月 日

殿

_____長

公印刷り込み申請書

岡山県公印管守規程（令和4年岡山県訓令・岡山県警察訓令第1号）第9条第2項の規定により，次のものについて公印刷り込みの承認をお願いします。

件 名	
公 印 の 種 類	
印 刷 枚 数	枚
使 用 期 間	年 月 から 年 月 まで
使用目的及び刷り込みの必要性	

令和4年2月10日 岡山県公報 第12369号

様式第4号（第9条関係）

公印刷り込み文書受払台帳 件名（ ）公印の種類（ ）

課長	班長	担当	年 月 日	承 認 番 号	印刷枚数 （受）	使用枚数 （払）	残存枚数 （残）	摘 要
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					

備考：摘要欄には，破損枚数，発送番号等を記入すること。

令和4年2月10日 岡山県公報 第12369号

◎岡山県告示第六十三号

岡山県公印寸法第四条の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印（平成十七年岡山県告示第二百五十三号）は、廃止する。

令和四年二月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を廃止する旨の届出があった。

令和四年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 就労継続支援B型事業所ファースト
 - 2 所在地 真庭市福田二七九―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 株式会社ファーストメディカル
 - 2 主たる事務所の所在地 真庭市上河内四一〇―二
- 三 廃止年月日 令和四年一月三十一日
- 四 事業所番号 三三一―四〇〇二九九
- 五 サービスの種類 就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年二月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

サカエ薬局山陽店

赤磐市日古木七九九―一

令和四年二月一日

訪問看護ステーションデューン倉敷

倉敷市松島一四一―五GALLERIA一階西号

令和四年二月一日

◎岡山県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市久賀字雁途一五〇二、一五〇三、一五〇四の一、一五〇四の三、一五〇五、一五一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字雁途一五〇五、一五一一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔六〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。

令和四年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称	
大崎南土地改良区	
二 就職清算人	
就職清算人氏名	住 所
芦田 裕士	津山市金井二二九番地
芦田 実	〃 二三六番地
神崎 安德	〃 西吉田二四九番地
岸本 光弘	〃 中原二八番地二
小林 範久	〃 金井二六八番地

〔六一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇二四号 令和四年一月三十 一日	勝田郡勝央町黒土字久保田一一七 番一	六・〇〇	九六・二四

◎岡山県監査委員訓令第1号

監査事務局

岡山県監査事務局処務規程（昭和三十九年岡山県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和四年二月十日

岡山県代表監査委員 浅間 義正

第七条中「岡山県公印管守規程（昭和二十七年岡山県訓令第五十七号）」を「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第1号）」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年二月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

第八条中「岡山県公印管守規程（昭和二十七年岡山県訓令第五十七号）」を「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県労働委員会訓令第1号

岡山県労働委員会事務局

岡山県労働委員会事務局事務処理規程（昭和五十四年岡山県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和四年二月十日

岡山県労働委員会

会長 西田和弘

第四条第二項中「岡山県公印管守規程（昭和二十七年岡山県訓令第五十七号）」を「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第1号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。